

令和6年度公社週休2日工事の制度改定の概要

横浜市建築保全公社では、令和3年度より「週休2日制確保適用工事（発注者指定）」を試行していましたが、公共工事において更なる週休2日の環境整備を推進するため、対象工事の見直し等、制度の改定を行います。

1. 対象工事の見直し

原則としてすべての工事を対象とし、現場閉所による週休2日を実施します。

試行では対象外であった現場施工期間が1か月未満の工事、小規模工事、管内一円工事、土日休工工事、を新たに適用対象とします。

※緊急随意契約による災害復旧工事は対象外とします。(公社では実績なし)

2. 休日取得計画書と実績書の廃止

休日取得計画書・実績書の月1回提出を廃止 ▶ 工程表への記載により確認します。

3. 請負金額の増額補正、工事成績評定への加点について

次の工事については請負金額の増額補正、成績評定の加点を行いません。

また、書類の提出など一部の手続きを省略できます。

- ▶ 対象期間が7日未満の工事
- ▶ 管内一円工事
- ▶ 土日休工が仕様書等で条件になっている工事
- ▶ 現場作業が週に5日以下となることが明らかな工事
- ▶ 随意契約工事(入札不調の結果、随契契約となったものを除く)
- ▶ 当初予定価格が500万円未満のもの(請負金額の増額補正のみ行います)
- ▶ 官積算以外による積算等の費用の補正ができない工事(成績評定の加点のみ行います)

4. その他

契約後の調整により、週休2日の工程が困難な工事については、**辞退届**が提出できます。
この場合、週休2日を理由とする請負金額の増額補正、工事成績評定の加点はありません。

5. 適用

令和6年4月1日以降に随意契約をする工事、及び入札公告となる工事から適用します。